

別紙

公益社団法人花巻共立会（総合花巻病院） 正会員（社員）募集 趣意書

2025年7月16日
公益社団法人花巻共立会
理事長 佐藤正俊

この度、地域の皆様を対象として、公益社団法人花巻共立会（総合花巻病院）の正会員（社員）を募集することとなりました。この時にあたり、皆様のご協力をいただきたく、この度の正会員（社員）募集に至る経緯、募集の意義・目的等について、以下にご説明いたします。

1 法人について

当法人は、前身である公益財団法人総合花巻病院が経営危機に陥ったことから、経営再建のため、同法人に代わる事業主体として、花巻市と債権者金融機関の多大な支援を得て、本年4月1日をもって設立されました。当法人は、旧法人（当法人設立と同時に廃止）の債権債務・事業内容のすべてを承継し、病院（総合花巻病院）、介護付有料老人ホーム（ケアメディカルはなまき）、通所リハビリテーション、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、保育所（こどものくに保育園）、看護教育（花巻高等看護専門学校）の事業を行っております。

2 経営危機と事業再生・経営再建への取組み

自動解散の危機

旧法人においては、病院建物・設備の老朽化等のため、2020年（令和2年）3月、現在地に病院を新築移転しました。しかし、その後、新病院への移転に伴う減価償却費の負担増、新型コロナウイルス感染症の蔓延による診療控え等により経営不振状態となり、2022年度（令和4年度）以降、債務超過（負債が資産を超過する状態）に陥りました。

財団法人であった旧法人は、法の規定（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」）第202条第2項）により2年連続で正味財産（純資産）が300万円未満となれば自動解散となる危機に直面することになりました。

危機回避の取組み

法人として、この解散危機を回避するため、花巻市及び債権者金融機関と相談の上、自主再建（「中小企業の事業再生に関するガイドライン」に基づく自主再建）の道を

選択することとし、この方針の下、コンサル等の支援を得て旧法人が作成した暫定事業再生計画案に基づき花巻市から 5 億円の補助金と債権者金融機関から 6 億円の債務免除のご支援を得て、自動解散の危機を乗り切ることができました。

その後、事業再生計画確定の取組みが関係者間で行われ、2024 年（令和 6 年）11 月、法人策定の事業再生計画が債権者金融機関から承認されました。

公益社団法人化への取組み

一方、事業体が財団法人のままでは法の規定による自動解散の危機にまた直面する恐れがあるため、事業再生の取組みと並行して、自動解散の恐れのない公益社団法人への改組の取組みも開始され、これについては、2025 年（令和 7 年）3 月 11 日付をもって県知事から認可され、前述のとおり、2025 年 4 月 1 日をもって旧法人「公益財団法人総合花巻病院」の債権債務、事業内容のすべてを承継する当法人「公益社団法人花巻共立会」が誕生いたしました。

3 法人の現況と課題・目標

新経営体制

旧法人（公益財団法人総合花巻病院）の経営陣は退任しました。そして、新たな理事長と外部から登用された専務理事が就任することとなりました。また、本年 6 月には、理事 9 名（理事長、専務理事含む）、監事 2 名、会計監査人 1 名からなる当法人の新役員体制が整いました。理事においては、その過半数を学識経験者や経営者等から外部登用し、法人としてのガバナンスの強化を図っております。

事業再生計画に基づく取組み

当法人は、上述のとおり経営体制を刷新し、月 1 回のモニタリング会議等における花巻市及び債権者金融機関の経営チェックとご支援も得て、事業再生計画に基づき経営再建に取り組んでおります。

法人・病院の課題

病院の新築・移転に伴う多額の借入金を返済し、持続可能な事業運営を行うことが当法人に求められています。このためには、医師不足で地域の医療ニーズに十分対応できず医業収益を増やすことができなかったこれまでの状況を改善する必要があり、目下、医師確保を最優先の経営課題として花巻市や債権者金融機関のご支援・ご協力も得て取り組んでおります。

また、事業再生・経営改善に当っては、以上の医師確保に加え、法人・病院運営の改善・効率化が不可欠であり、体制を強化して取組みを始めています。

4 正会員（社員）募集について

募集の意義・目的

今回の社団法人化を契機として、これまで以上に、地域の皆様の声・意見を経営に取り入れる必要があると考えております。

また、少子高齢化が進行し厳しさを増す地域の医療環境においては、地域の中核病院としての機能を期待されている当法人・病院が地域の医療を守る最前線に立ち、地域の皆様の始め、行政、医療・介護機関、企業等、地域と一体となって地域の医療を守る取組みにまい進する必要があると考えております。

以上のことから、地域の皆様に当法人の正会員（社員）として地域の医療を守る一翼を担っていただきたく、今回、正会員を募集させていただくものです。

正会員（社員）の位置付けと役割

公益社団法人花巻共立会において、最高の意思決定機関は社員総会となります。そして、今回募集する正会員が法人法に規定する「社員」となり、社員総会（定款第11条）を構成します。つまり、正会員（社員）は、たとえば言いますと、法人の運営について直接意見が言える株式会社の株主のような存在です。なお、社員で構成される社員総会の権限は定款第12条に定められています。

なお、会員には正会員のほかに、社員総会の構成員とはならないが、当法人の事業を賛助していただく賛助会員が定款に定められております。

正会員（社員）の総数と今回の募集について

当法人の正会員（社員）については、法人発足初年度の本年度は、以下のとおり30名を想定しており、今回は、以下の③について募集するものです。

①当法人内から 15名

当法人の幹部職員と職域理事で構成

②外部有識者 5名

本法人の目的に賛同いただき、一定の知識・経験を有し、かつ、これまで旧法人の理事・職員に在籍していない方

③地域の皆様 10名（今次募集）

なお、来年度以降においては、正会員（社員）の増員と賛助会員の募集を考えております。

社員総会について

当法人の定時社員総会は毎年6月を予定しておりますが、本年度については、当法人発足の年度でもあり、来年6月の定時総会を待たず、年内に上記30名の社員による臨時社員総会を予定しております。

以上

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人花巻共立会（以下「本法人」という。）定款（以下「定款」という。）第5条から第10条の規定に基づき、本法人会員の入会及び退会並びに入会金及び会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会申込)

第2条 定款第6条第1項に定める入会申込の書式は、正会員は別表1のとおりとし、賛助会員は別表2のとおりとする。

(会員の入会基準)

第3条 定款第6条第2項に定める正会員の入会基準は、次のとおりとする。

- (1) この法人の目的に賛同し、法令及び定款を遵守することを誓約すること
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1項イからニに掲げる欠格事由に該当しないこと（団体の場合には、その役員のうちに、該当する者がいないこと）
- (3) 第4条第1項に定める入会金及び会費を支払う旨を誓約すること
- (4) 本法人の正会員の資格を喪失してから3年を経過していること
- (5) その他本法人の会員としてふさわしくない行いがいないこと

2 定款第6条第3項に定める賛助会員の入会基準は、次のとおりとする。

- (1) この法人の目的に賛同し、法令及び定款を遵守することを誓約すること
- (2) 第4条第2項に定める会費を支払う旨を誓約すること
- (3) その他本法人の会員としてふさわしくない行いがいないこと

(入会金及び会費)

第4条 定款第7条第1項に定める正会員の入会金及び会費は次のとおりとする。

入会金	個人	5,000 円、	団体	50,000 円
会 費	個人	5,000 円（年額）、	団体	50,000 円（年額）

2 定款第7条第2項に定める賛助会員の会費は次のとおりとする。

会 費	個人	3,000 円（年額）、	団体	30,000 円（年額）
-----	----	--------------	----	--------------

(入会金及び会費の納入)

第5条 入会金は入会時に納入するものとし、会費の納入は年1回とし、毎年2月末までに納入するものとする。ただし、新規会員の会費は、入会時に納入するものとする。

(入会金及び会費の使途)

第6条 第4条の入会金及び会費は、その全額を本法人の法人会計（公益目的事業会計及び収益事業等会計に区分できない管理業務に関する管理費やその他法人全般に係る事項を経理する会計）の収益に計上し、当該会計の管理費に充当するものとする。

(退会)

第7条 定款第8条に定める退会届の書式は、別表3のとおりとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附則

この規程は2025年6月11日から施行する。

別表1（省略）

別表2（省略）

別表3（省略）

第3章 会 員

（会員の構成）

第5条 本法人に次の会員を置く。

- （1）正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- （2）賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- （3）名誉会員 本法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定める会員規程に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 正会員の入会に際しては、会員規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、本人に通知するものとする。

3 賛助会員の入会に際しては、会員規程に定める基準により、事務局においてその可否を決定し、本人に通知するものとする。

（入会金及び会費）

第7条 正会員は、会員規程に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会員規程に定める賛助会費を納入しなければならない。

（退会）

第8条 会員は、会員規程に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- （1）この定款その他の規則に違反したとき。
- （2）本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(以下省略)